

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルケ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「救援対策本部」の皆さんご苦労さまでした 自治体選で護憲派の勝利を！……………	2
——「山花新党」をも直撃した大震災——	
資料1 政権政党にふさわしい対応と責任はたせ(自治労)……………	6
資料2 小森氏除名には重大な決意で対処(広島・A生)……………	7
資料3 不可解な党運営、全党員の意志統一はかれ(旭川)……………	8
「兵庫地震」救援カンパに十万余円……………	9
市民参加、住民参加の復帰と未来の街づくりを(護憲社会党)……………	10
◇兵庫の仲間から◇	
「阪神大震災」に対するご支援のお礼とお願い……………	11
国会の地位の低下を企図……………	12
——読売「憲法改正試案」の狙いと内容(四)——	
民主主義の破壊、選挙運動が変わる……………	15
——「改正」公選法と今後の選挙運動(一)——	
読者からのおたより……………	18

旬刊 社会通信

NO.595

一九九五年二月一日

一九九五年二月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

「救援対策本部」の皆さんご苦勞さまでした

「阪神大震災」から二週間、一時一万八千円を割り込んだ株価が、三〇日は九百円ちかくも上げた。「復旧需要」を見込んだ投機の始まりである。表立っては伝えられないが、証券会社の幹部たちは、一線の営業マンに、「株式市場再生の絶好期」と発破をかけているに違いない。尼崎の仲間からFAXがとびこんできた。その見出しは「家主による不当な追い出し許さない！」と大書されていた。Y君に突然、以下に抜粋した通知書が送り届けられたというのだ。

「謹んで震災のお見舞いを申し上げます。このたびの兵庫県南部地震において被災された皆様に対して謹んでお見舞い申し上げます。

さて貴殿には長年当文化住宅をご利用頂きましてありがとうございます。家屋倒壊が激しいため二次災害の危険があり再利用することが危険状態となりました。

それに伴いまして賃貸契約を解約させて頂きます。なお保証金は全額お返し致します。大変ご迷惑をおかけしますが、変わりの住宅を早急にお探し下さるよう宜しくお願いします。平成七年一月二三日」

株価上昇に胸をなでおろす国民、ジャーナリズム、明け渡しに激怒する同じ国民とジャーナリズム。神戸市のルネサンスには数限りの障害が襲うだろう。だが、この困難を必ず乗り越えるにちがいないと確信させたのが一月九日、急遽、尼崎市の社会党総支部に設けられた「兵庫県南部地震救援対策本部」の活動とニュースだ。

創刊号（二〇日付）には「被災者たちは自発的に組織をつくり自主運営をはじめているところも」と指摘され、第二号（二一日）では現地激励第一陣（一九日）、第二陣（二〇日）の奮闘ぶりを伝える。午後六時尼崎出発、午後八時に灘到着。救援活動、被災状況の確認後、尼崎にもどったのはなんと朝の四時。

第三号（二二日）では全労協、国労闘争団の仲間他七十七名が救援に。同時に「野戦病院」が設置されたこと、「物価監視」がよびかけられている。なんとソーセージ一本三千円、焼き芋二千円の例もと。

第四号以降では続々つづく激励活動と参加者の報告、いち早い活動再開のための「危機管理マニュアル」。同時に「山口組」「幸福の科学」の「立ち上がりの早さ」が指摘される。地震から一週間たつと「ニュース」は社会的眼も広くなる。「お隣りさんとは親しく（七号）はこうだ。一瞬にして家屋は倒壊。これまでの「危機管理マニュアル」は役に立たなかった。がれきから助け出された教訓というわけだ。そして最後に「まず家族、隣近所の方とは人間的なふれ合いを含めて仲良く！そうできるような、労働時間短縮を勝ち取ろう！」と。

八号（二五日夕刻号）以下、眼はさらに鋭くなる。「たくましく復興めざす市民」と「政府・自治体のセンス」のかいり、生命を分けた「住宅問題」。

十号（二五日深夜）では「国労闘争団・大活躍」ぶり。とすの原田、都城の新原、留萌の川端さんたち。明日は雨かとシート張り。そして二一号（二六日）では「阪神大震災を有事体制・自治体合理化の口実にしてはならない！」と、民主勢力・働くものの側からの総括視点が示される。

「対策本部」は二七日、その役割を終えた。神戸・阪神間の労組や党、団体の機能が回復したからだ。「対策本部」の仲間たち、本当にご苦勞さま。でもこれからが本番、それぞれの戦線で全力つくり合いましょよ。

自治体選で護憲派の勝利を！

——「山花新党」をも直撃した大震災——

地震対策は過去にも学べ

阪神大震災は開発を優先して作られた大都市が自然現象にいかにも弱いかを教えた。人間は自然の中の一つの動物に過ぎないのに自然の法則を無視した結果はどうなるかを改めてわれわれの人間社会に示したといえよう。今度の地震は確かに千年に一度のものかもしれないが、どうも震度を事実以上にオーバーに出しているのではないかと素人感覚ながら思えてならない。関西には地震がないような一般的印象を与えていたし、高速道路や新幹線などの構造物は耐震性が強く、安全だと宣伝されてきた。地震研究所や土木工学学会などの専門家といわれる先生方は一様に震度が関東大震災の倍以上だったから被災の大きさはやむをえないものだといっているようだ。果してそうだろうか。今後の検討の問題だが、すでに部分的には、人災といえる実態も明らかになってきているのではないか。関係官庁、県市の対応の遅れ（日常の準備不足でもある）をはじめ、新幹線の破壊の中から木材が出てきているし、地盤の弱いところに一律の規順による構造で高速道路がつくられていたのではないか。

年配の方からいわれたのだが、「われわれの年代の人はよく知っていると思うが、豊臣秀吉の伏見城が地震で崩れ落ちたときの話があった」というのである。そういえば閉門中の加藤清正が地震をおして秀吉を守るために馳せ参じたという昔話であったと思う。これは一千年前のことではなく四百年前のことである。地震対策関係者は京都・伏見地震に学んでいなかったことになる。

この一五九六年の京都伏見地震は古文書で調べたところによると（発表は都司東大地震研助教助・日刊ゲンダイ二十七日報道）、震度M7.5と推定され、兵庫村では「五百戸以上あった家屋の多くが倒れ、火災が人や家畜を焼き尽した」「村の半分以上に及ぶ広い範囲で地面が陥没した」「地震の後に住んでいるのはよそから来た人ばかり」など、惨事が詳細に記載されている、というのである。地震・津波の昔話は全国各地にある。改めて調査・検討してそこから学ぶことは、地震対策をとるうえで一つの重要なカギである。自然のなかで生きる人間社会は、自然をもっと知り、自然すなわち環境を大切にすることをもっと実行されなければならない。

震災は「山花新党」をも直撃

大地震に直撃されたのは、被災地の建造物だけではない。山花新党派は地震の当日、その直後に「会派離脱届」を社会党・森井国対委員長に提出した（森井も同じ穴のムジナ）。しかし報じられているように震災対策優先という名目で、これに対する回答をズルズルと延期、ついには一月二十六日の社会党中執で「協議凍結」ということになった。さらに二月十一日に予定していた臨時党大会も当分の間延期することになった。これで少なくとも

統一地方選前の山花新党の旗揚げは事実上ダメになった。山花丸は出航前にすでに座礁した。

今度の大地震は兵庫県中心であったために、「離党組」の中心人物、本岡参院議員も大震災には勝てず、意気消沈して右往左往しているという。ことに兵庫の右派社会党県本内にも、今は「それどころではない」、「新党反対」の意見が出ているらしい。山花会長も個人的には弱音も吐いているが、対外的には震災対策と併行して新党準備を進めるといつている。

久保書記長は、山花新党に展望が消えたことに焦りを感じており、彼等の今後の方針が出て来るには若干の時間を要するようだ。

一方村山グループの対応も明確でない。阪神大震災の助けをかりて、「先延し（参院選後まで）による山花グループの解体」を願望しているが、除名処分説、丸ごと新党論とこれまた意見の一致を見えない。山花・田辺・松前、右近などの諸氏はここまでくればなんとしても統一自治体選挙前に旗揚げしなければと考えており、三月に入ってから行動を考えている。

当面の山花新党問題の行方にはいくつかのケースが考えられる。それらを列記するならば――

① 三月上旬に臨時全国大会を開いて、社会党全体で「新党」を協議する。新党の旗揚げの時期は参院選前後を一応考える。九五宣言を決定する。

② 山花新党グループから若干の脱落者が出るが、党大会後旗揚げする。

③ 七単産（全通、全電通、電機、鉄鋼、ゼンセン、自動車、電力）を中心に山花新党支持の決定を行う。その他のことも含めて圧力を村山派にかける。九単産側も（自治労、教組、私鉄、機械金属、林野、中小労連など）、社会党が機関（大会）で新党結成の方針を決め、全党で「新党」になることを推進する。

④ 統一自治体選、参院選で大敗すれば、新党どころか流れ解散的になる。いくつかに分裂することも考えられる。北海道新党などの地方政党ができ各地が結合して「連合政党」の可能性も。

⑤ 村山内閣は、統一地方選、参院選敗北の責任をとって総辞職、首班が「自民党」又は「さきがけ」に移る。総選挙まで「連立内閣」は続く。

⑥ 統一自治体選と参院選の間に、全国の県本、総支部段階に離党・分派の動きが大きく出て社会党再び混乱する。

このようにいわずれにしても社会党の前途に明るい展望は見出せない。今執行部のとるべき途は、①もう一度山花グループ一人一人を説得、それでも山花新党をめざすというならば直ちに「除名処分」にすべきである。②社会党は総選挙で（小選挙区制では）少数党になることは目に見えている。しかし社会党は護憲勢力の指導政党として、勤労国民の生活と権利向上のために、国民の代理人としてたかう政党を残し、守り、再組織しなければならぬ。そのためには統一自治体選挙になるべく多くの党候補を立てて全党が集中すべきである。

③政策は、社会党らしさを前面に出し、消費税率五％に反対、米軍も含めた自衛隊の軍

備縮小、高齢化対策、全面的な福祉の充実などを、それぞれの地域社会の問題と結合して具体化すべきである。内閣の方針と党の政策が分離してもやむをえない。党の政策を内閣の政治になるよう努力するのが大臣の仕事である。

「護憲社会党」の準備を強化する

時期は別にして、われわれの「新党反対」の党内闘争にもかかわらず、党全体としては、丸ごと新党（第三の保守党へ）への可能性は強まっている。しかしわれわれ護憲・左派はまだまだ頑張れるし、頑張って護憲の社会党の再編・強化をはからなければならぬ（前号を参照のこと）。護憲社会党の再建・強化の顔になるのは、国会議員だけではない。地域社会での影響力、諸活動を考えるとき、都道府県議会議員、市町村議会議員の果す役割は無限である。今度の自治体選挙でそれぞれの議員と候補の人柄、信条など、このような混乱期、激動期であるだけに「本物」か「偽物」かがわかつたはずである。われわれは「本物」のために全力をあげ、護憲社会党の中核になつてもらわねばならない。

また春闘のなかで、まず労組内活動家が護憲社会党の黨員、協力者として今後とも頑張つてもらえるよう組織的に働きかけることである。労組には大小にかかわらず学習会を広げ、仲間の輪を大きくすることが大事である。

護憲・左派の結果は順次固まっている。この結集をさらに拡大し、組織的にするためにはその中核的機関紙が必要である。護憲ネットは「週刊紙」の発行を準備しているという。それならば、ネット事務局にその準備を急いでもらうと共に、各地の護憲派はそれを受け入れる体制をつくるべきである。三、五人づつの読者網を整備して一括読者となり配布者を決め「新聞は組織者」の長所を生かすときである。

中執委と規律委の決定

重要な段階なので社会党の両委員会の決定を伝えることにしよう。（二月二十六日）

（一）**中央執行委員会** 臨時党大会は「当分の間延期する。」開催日時については、できるだけ速やかに決定する。また会派離脱届（山花氏等二十四人）については、久保書記長から「大会を延期した上で、書記長の責任で関係者の意見を聞き、次期中執に諮る」との提起があり、了承された。阪神大震災については、当面の対応として①久保書記長を団長とする党現地調査団を来週早く派遣する。②現地対策本部を兵庫県本部（右派・本岡党）に設置、本部から人員を派遣する。

（二）**中央規律委員会** 二十六日の委員会で①伊東秀子議員は除名。②小森龍邦議員は広島県本部から除名に反対する申し入れがあるため、中執に会派離脱を再考するよう説得を要請し、継続協議とする。③西岡参院議員は次回（二月九日）とする。④北海道本部から除名申請が出されている金田誠一衆院議員については中執からの付託を待つて協議する。

（注Ⅱ中央規律委は山花問題はまだ検討していない。独自の委員会としての見解や主体性ある決定が公正に行なわれる必要がある。）

（政権研究班）

資料1 「新党準備会」の動きについて（自治労中央執行委員会 九五・一・一〇）

政権政党にふさわしい対応と責任はたせ

一、自治労は、流動化する政界再編成の中で、保守二党に埋没することなく勤労者・市民・消費者を基盤とする新しい政治勢力の形成が必要であるとの立場を確認してきた。この立場から、社会党が追求している「民主・リベラル」の第三の政治勢力形成の方向を支持し、それが幅広い裾野を持つ勢力として実現されることを求めてきた。これは歴史的で壮大な事業であり、そのためには社会党が最低限必要な機関としての決定を行い、大枠として全党的に発展的な新政治勢力へと向かうことが必要であると同時に、政界再編成の動向に立ち遅れることなく、国民・有権者・支持者に理解される分かり易い説明と方向を早急に明確にすべきだとの要請を行ってきた。

二、社会党は、いくつかの不明確さを残しながらも、二月の臨時大会開催を決定し、それらにむけて議論と取り組みを決定しようとしており、一月十日、十二日の中央執行委員会を討議されることになっている。

三、このような中で、社会党内の「新民主連合」は一月六日と九日に総会を開いた。この中で「中央執行委員会の議論を待たずに、拙速に動くことは賛成できない」との主張があったにも拘わらず、「新党結成準備会」を設け、通常国会前の新党結成（社会党離脱）が進められようとしている。説明されているその根拠と理由は国民・支持者を納得させるものとは考えられず、我々はその行動を理解できない。すでに統一自治体選挙は中盤にさしかかっており、無用の混乱が拡大する恐れもある。社会党の分解のみが進み、結果として三極の一極を占める裾野の広い政治勢力形成に逆行することを危惧する。

四、このような動向があっても、社会党が新しい政治勢力形成への取り組みを遅らせたり、消極的になることがあってはならない。村山委員長と久保書記長の指導性のもと、二月の臨時大会において、①発展的な新政治勢力形成の方向とその構想、②そのための組織的準備、③「九五宣言」の取り扱い、④新政治勢力形成の時期、⑤統一自治体選挙の必勝体制、などを確認し、政権政党にふさわしい積極的な対応を示し、責任を果たすことを強く期待する。

以上
 (注) 私鉄総連は一月十一日「私鉄総連三役見解」を表明。山花グループの動きについて、「社会党の分解を進め、結果として、第三の政治勢力の形成に逆行」との認識から、「充分な論議を経て、全党で一致して『民主・リベラル』の第三の政治勢力の形成に向けていくべき」としている。

全通では九四年十二月二日「今後の政治対応に関する討議のまとめ」で、「今後のとりくみに関し、九五年春の統一自治体選挙にあたって『すべて新民主連（新党）から』とするには地方によっては時間的に間に合わないところもあるので、それぞれの地方に合わせた形になる。この上で社会党から『新民主連』への移行は、九五年七月に予定されている参議院選挙前からになると判断する」「日本社会党と全通組織の関係のあり方については、新党結成を見極めた上、中央執行委員会で検討し、別途、本部見解（指導）を明らかにする」としている。

資料2 村山委員長への意見書（日本社会党〇〇総支部、九四・一二・二七）

小森氏除名には重大な決意で対処

昨年より、始まったバカ花君達「新民連」の解党策動も、一月一六日に新会派を正式に発足すると言う愚行に出ました。それについて中央本部の姿勢は目指す方向は一緒なのだから（新党結成）などと、除名処分も躊躇しているなど、実質的に分裂行動を容認している。もう、やはり党は脳死状況。こうなれば護憲新党への努力を全国の仲間が準備するしか大衆の利益を守る道は無いと思います。昨年、臨時党大会開催反対の意見書を中央本部に提出しましたので、写しを送ります。困難はありますが、みなさん護憲、左派の名に恥じないように頑張ってみましょう。ゴチャゴチャ理屈を言っても何も生まれません、やはり行動ではないでしょうか。

（A生）

前略、連日のご活躍に対し敬意を申し上げます。

さて、連日マスコミの報道を見聞すると、「一月党大会」我社会党最後の党大会となるように伝えられ、また、党大会の開催の提起についても一部「新民連」所属国会議員の都合で決められようとしているなど、現場第一線で活動している党員に何の機関討議も保障せず開催を強行することは、党内民主主義にも反する暴挙と云わざるを得ません。

ましてや、解党策動などは断じて許すべきではありません。地域で反戦平和、人権、勤労大衆の生活と権利を守るために党員は奮闘しているのです。額に汗して働く者、マイノリティーの代弁者は日本社会党だけあります。この党を解体してしまうことは歴史に汚点を残し、日本の民主主義を後退させ、総保守化への危険な道であると思います。今、党中央が果たす任務は統一地方選へ向けて勝利できる体制を建て直すことではないでしょうか。地方では党に対する不信感が未曾有に拡がっています。解党新党構想論議をやっている場合ではありません。全党一致の挙党体制を確立すべきです。一月臨時党大会及び、解党につながる党大会には断固反対しますし、党再建に全力を傾注すべきと申しあげておきます。また、当県選出の小森龍邦代議士の会派離脱問題で、一月二二日の中央委員会でも除名処分の検討がなされると聞いておりますが、断じて容認できないし、処分を検討すること自体不当であります。なぜなら、小森代議士は有権者に約束をしたこと（消費税の廃止、被爆者援護法、コメ自由化問題）が党の主体性が揺らぐなかで、結果として有権者の気持ちに配慮されなかったことから自らの責任に置き換えたことが、会派離脱の真意ではないでしょうか。よって、責任をとるべきは党中央ではないでしょうか。

小選挙区制に反対した議員が処分され、首班指名で造反した者が処分されず、党が従来から主張してきたことを守った議員が処分されると云うことは誰の眼にも奇異に映ります。自分の政治信念、党の政治信念を頑なに守った小森代議士こそ日本社会党員のありべき姿であります。以上の理由等により小森代議士の除名処分の検討には断固反対でありますし、強く抗議致したいと考えます。また、係る事態が生じた場合にはヒロシマの党員として離党を含め重大な決意をもって対処する所存であります。

資料3 北海道・旭川総支部「意見書」(九五・一・一七)

不可解な党運営、全党員の意志統一はかれ

日本社会党旭川総支部 執行委員長 舟山広治殿

日本社会党東豊支部長 永江 力／日本社会党緑が丘支部長 阿部秀吉／日本社会党新旭川支部長 八重樫 好／日本社会党末広支部長 佐々木弘行／日本社会党旭星支部長 江州辰男／日本社会党東旭川支部長代行 莊崎淳一／北教組旭川支部党員協議長 荒井 稔／国鉄労組旭川地方社会党員党友協議会／全林野党組旭川地本・全林野党員協

一、はじめに 日本社会党は今日まで幾度となく存立にかかわる危機に遭遇し困難な闘いを強いられ、重大な試練を経験してきました。しかし現在それをはるかに上回る厳しい現実が私たちの前に立ちはだかっています。私たちの先輩や私たちが勤労大衆と共に長い年月をかけて心血を注いできた「日本社会党」は今や文字通り存亡の危機に直面しています。存亡の危機どころか社会党はすでに死滅したとさえいわれている中で多くの党員はこの危機を乗り越え、護憲の社会党の再生を求めて踏みとどまっています。

二、大会決定は「村山政権の政策」是認か 「基本政策」は党の存在意義にかかわる綱領レベルのものであり、「綱領の改廃は三分の二以上の多数によらなければならない」との規約からして、その変更には圧倒的多数の賛成が不可欠です。いまここに内容のいちいちを指摘するまでもないと考え、限定してふれるならば、憲法第九条についてであります。第九条の意義と重みというものが、たかだか「当面闘争方針」的な提案で片付けられるような安易な認識しか持ち合わせない党中央執行部の軽薄さには啞然とする他ありません。第九条が存在する限り自衛隊は違憲であるとの解釈しかあり得ず、議論の余地のない問題であります。本気で軍縮を叫ぶのであれば何故いま自衛隊を合憲として認めなければならないのか。非武装・中立の理念、日米安保問題、PKO問題、君が代・日の丸問題、エネルギー問題等改めて述べるまでもないでしょうが、政権の一端を担うこととのけじめもなまま党のスタンスを何故変えてしまうのかということです。百歩譲って、この大会決定は、せいぜい「村山政権の政策」として承認せざるを得ないのだと解するより他なく、本来の党の基本政策に即して闘う党組織や党員の行動をしばり得るものでないということであります。

三、九五宣言は「新党宣言」か 「民主・リベラル新党」結成の動きが急テンポで展開する今日、私たちは昨年二月六日、第一次草案として公表された「九五年宣言」なるものに接し大きな失望と限りない不安にかられています。それは、この宣言が「綱領」に相当するものなのか「政治方針」なのか不明だということであります。さらに、この内容が、前記「基本政策」でふれた通り「政治理念」的なもの、「基本政策」的なものとして提起されたか受けとめ、いずれにせよ政治の改革を勤労大衆と共に護憲の立場ですすめるといふ信念が全くみられないことでもあります。「平和」といいながら外交・防衛では「自衛隊合憲」「日米安保条約堅持」「PKO積極参加」「PKF慎重(黙認ととれる)」等、これは先の「基本態度(政策)」をコンクリートし、党の変節を既成事実化することに他なりません。今後予想される臨時大会での提案は、混乱はを招くばかりか、全国の党員と支持者に測り知れない失望と不信を招来するものと考えます。

四、許されない消費税増税 村山内閣は連立与党間で結んだ「税制改革大綱」をたてに、これまで国民に公約した「消費税廃止」をかなぐり捨て、逆に消費税五%増税を打ち出し国民の反発をかっています。本来、不公平税制の是正と減税をすすめるべきわが党が、国民が切望している食糧品等生活必需品の消費税撤廃すら示さず、一体、誰のための政治かと激しい怒りを覚えます。こんなことをして選挙で勝とうなどと考えているとしたら大間違いであります。九月二三日の閣議決定以後衆議院本会議通過が十一月一日、参議院本会議採決が一月二五日。何と二カ月というハイスピードで国民生活直撃です。私たちは断固消費税増税に反対です。

規制緩和・市場開放等とリストラがすすめられ、企業は合理化、賃下げ、雇用切捨て、就職難、貿易自由化と食管法改悪で農畜産業切り捨ての嵐が吹き始めている現実に対し誰が政治の場でこれらを阻むのでしょうか。

五、全党員集会の緊急開催で意志統一を 風雲急を告げる党中央の集団離党即新党結成の動きや、下部討議のないまま二月大会開催、新党結成構想を中央執行委員会がすすめる等不可解な党運営が行われています。

旭川総支部としては、四月統一地方選挙を推進する上で、党の現状をどのように判断し、全党員の意志統一をはかる必要はないか、十分検討いただき、早急な対策を求めます。

「兵庫地震」救援カンパに十万余円

兵庫大地震への支援活動の一環として、私たち「弱者が主人公」羽村ミニフォーラムも募金活動に取りくみました。地震の翌日の十八日から二十二日まで、四回にわたって、羽村市内の羽村駅前、ダイエー前、小作駅前などで街頭募金を行いました。

この活動は、兵庫の惨状を見るにつけ、いても立ってもいられない気持から、行なったものです。

夕方は勤め帰りのサラリーマンや学生が、昼の場合は子供さんからお年寄りまで、実にさまざまの人たちが募金に協力してくれました。一万円札を紙に包み、そこに「がまん強い神戸のみな様、とにかくがんばって下さい」と書いて募金箱に入れてくれた方や、高校生ぐらいの若い青年たちが五人、七人と集団でカンパしてくれたり、寒い中での活動でしたが、本当に心あたたまる取りくみとなりました。中には「消費税に反対だ」と、釣り銭の一円玉をずっと貯めていたウイスキーのボトルごと届けてくれた方もありました。

募金の結果は、一万円札が一枚、五千円札が一枚、千円札が六〇枚、五百円玉が二二個、百円玉が一一九個、五十円玉が二七個、十円玉が八三個、五円玉が一四個、一円玉が五九個で、合計十萬二千九百九十九円となりました。この他に、一円玉が一杯つまつたウイスキーの大きなボトルが一本です。

他地区と比べれば、まだ金額は少ないかもしれませんが、支援の輪を草の根の広がりには確信をもつことができる結果でした。

いただいた善意のお金は、岡崎ひろみ衆議院議員を委員長とする「護憲社会党兵庫」を通じて被災地住民の方々へお届けすることになっています。

(九五年一月二十二日 東海林正弘)

市民参加、住民参加の復旧と未来の街づくりを

——護憲社会党（兵庫）が緊急申し入れ——

「阪神大震災」からはや一週間、想像を絶する被害をこうむった兵庫（一部大阪）の仲間たちは日常生活、活動への一歩をふみ出した。以下の文書は兵庫護憲社会党（岡崎宏美委員長）が非常災害対策本部、兵庫県災害対策総合本部、神戸市災害対策本部にあてた「緊急申し入れ」である。（編集部）

阪神大震災（兵庫県南部地震）は五千人をこえる尊い人命を奪い、戦後五〇年にわたって営々と築きあげてきた街が一瞬にして崩壊してしまふという想像を絶する被害をもたらしました。その一因は、市民の声を無視した開発優先の街づくりにあったといわざるを得ません。また市・県・国による的確な情報の遅れにもかかわらず市民は創意工夫、自主的な規制・統制、文字どおりの協力・共同、そして何よりも粘り強い忍耐の中で当面の難局を乗り切ってきました。

私たちは引き続き難局を乗り切り、みんなが安心して暮らせる街づくりを進めるためには、このような市民の力を信頼し、その力に依拠する以外にないと確信します。市・県として国が、真の意味で市民参加、住民参加による復旧とともに未来の街づくりにとりくまれることを要請します。

さらに被災状況・市民の実態が正確に把握されておりません。的確な情報も、それに対する対策もありません。早急に市・県・国が一体となった体制を整備され、市民に安心と将来に対する希望を与えるため、実態把握に基づく具体的な情報と方策を提示されることを要請するとともに、以下の諸点について申し入れます。

記

一、地代・家賃の凍結、物価の監視および借地・借家権など居住者の保護を行うこと。

従来の枠にとられることのない大胆な公営住宅の建設、中小企業・商店街の復興、そして労働者雇用の拡充など抜本的な対策とともに思い切った税制上の優遇措置など実施すること。

なお市民を主体とした復旧計画・新都市計画の策定に際しては、憲法第九五条に定める特別法の制定をも検討すること。

二、災害対策本部を市・県・国三者の連携のとれたものとする。

◆市民に対する情報提供体制を確立すること。

◆災害救助法発動の自治体では災害救助・都市復旧を最大の課題として、機構改革を含む推進体制をつくること。増員をはじめ職員的能力を最大に発揮できる体制をつくることにも、復旧事業に従事する労働者・職員の安全・健康対策には万全を期すこと。

三、災害救助法のもとで次の施策を実施すること。

①水・食料・衣料および医薬品の安定した長期にわたる供給体制を確保すること。

②全ての被災者に仮設住宅を保障すること。

その間は避難所の確保、整備拡充を図ること。早急に被災者の実態を把握するとともに

に、当面仮設住宅を少なくとも県下一五万戸建設すること。または仮設住宅大量建設、仮設校舎建設（避難所になっている学校を避難所として整備する、その代替）および船上避難所などを併用し、教育、民生施設を再開すること。

③避難所の保健・医療・環境の改善について、避難所の自治組織の要望を聞くこと。とくにプライバシーの保護、便所の再生、シャワー室、更衣室の確保をはかること。

◆病院・診療所・銭湯・食堂などの再開を全てに優先すること。

◆非被災地施設の協力も得て、障害者・高齢者の安全確保、生活保障（福祉機器なども）をはかること。

◆在日外国人の安全確保・生活保障にも万全を期すこと。

④鉄道の復旧に全力をあげるとともに、道路交通を時間規制・車種規制などによって緊急車両・民生車両・公共交通優先の体制を確保すること。鉄道代替路線については民間からの借り上げ、全国からの救援バスなどを活用すること。

⑤倒壊家屋の撤去・廃棄費用についての全額補助制度、住宅建設費用についての無利子長期融資制度を創設すること。共同建て替えと賃貸住宅建設の補助制度を拡充すること。

四、被災のために学校教育に支障を来した児童・生徒に対し万全の対策を講じること。また受験に対する不安が高まっており、入試にあたってその保障措置をはかること。

五、地元市場・商店街の再建（復旧を含む）などによって安心できる生活物資の供給体制を整備すること。

六、便乗値上げなどに対する監視を強めること。

七、市民の声を反映させる場を保障すること。当事者団体とは恒常的な交渉の窓口を設置すること。

◆兵庫の仲間から（護憲社会党委員長 岡崎宏美）◆

「阪神大震災」に対するご支援のお礼とお願ひ

一月一七日未明に発生した「阪神大震災」に際し、直ちに救援活動を開始いただきました各位に心から厚くお礼を申しあげます。

私たちも、想像を絶する災害の中で、皆さま方の励ましに応え、全党一丸となって救援・復旧へむけた諸活動に立ち上がり、全力を投入いたしております。被災された人々が一日も早く、日常の生活を取り戻せるよう頑張りぬく決意です。

なお、皆さま方からの救援カンパにつきましては、再建準備会（護憲社会党）として下記の口座を設けさせていただきました。今日までのご支援に重ねてお礼を申し上げますとともに、引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。

《銀行口座》

●銀行名 さくら銀行

●支店名 神戸営業部

●口座名 護憲社会党「阪神大震災」対策本部救援カンパ 本部長 岡崎宏美

●口座番号 7557183

国会の地位の低下を企図

——読売「憲法改正試案」の狙いと内容(四)——

5、国民の権利及び義務

続いて読売改正試案第五章の「国民の権利及び義務」の章について見てみよう。

人権規制を当然視 ここでも読売新聞社は、人格権、プライバシー権、環境権を明文で認め、人権を広く認めたかの如く自画自賛している。しかし、これらの人権は、現行憲法下でも人格権やプライバシー権は憲法一三条の幸福追求権の一環として、環境権は憲法二五条の生存権の一環として解釈上認められているものであり、読売改正試案によって決して人権保障の範囲を広げられたものではない。これを自画自賛するのだから胡散臭さがつきまとう。

むしろ、全体的にみれば二一世紀を展望すると称しながら、人権の章の検討には冷淡さが感じられる。報道機関として最も関心あるべき表現の自由を敷衍し、反論権や政府情報の情報開示請求に取り組もうという姿勢を見せるわけでもなければ、法人資本主義と言われるまでに「法人」が「自然人」を圧倒し、自然人の人権が脅かされているときに、自然人の「人権」を回復して、自由・闊達な開かれた社会造りに取り組むよう憲法の「私人間適用」に取り組んでみようという進取の気質など微塵も存しない。国際化、国際協力を謳いながら、国際化に伴う外国人の受け容れや、その人権保障について一片の検討の形跡すらない。読売新聞は、「人権」だけは二一世紀に向けて発展しないし、旧態依然足ぶみして然るべきとお考えのようである。

それどころか、人権と公共の福祉との「調和」を強調し、奴隷的苦役からの自由(現憲法一八条)を外すなど、人権規制を当然視する一方で、いつ人権抑圧機構に転化するかも知れない国家の存在を非常に軽視するなど、「人権」と「公共の福祉」に関する基本的哲学、国家観の欠如が如実に表われている。(ちなみに、正当な憲法観、国家観とは、憲法とは、法がなく個人が生活するときは、弱肉強食、弱い者の泣き寝入りという状態に陥りかねないところから、各人のもつ無制限の自由の一部を制限して、強き者も弱き者も共存共栄出来るようにするという「社会契約」論である。この無制限の行動の自由を制限するものを「公共の福祉」というか、その内容は「他人を害しない限りは何ものも制限し得ない」というものであり、人権と「公共の福祉」は対立し、「調和」するという性格のものではなく、そもそも人権の中に内在するもので対立も調和もしようのないものである。また国家は、右の社会契約に基づいて国民の人権を保全するために、他人の人権を害するような「公共の福祉」に反する侵害行為があった場合にこれを排除するために設けられた機構であって、国家自らが右「社会契約」を破って人権侵害行為に出るときは当該行為は全く無効であるし、社会契約の主体である国民は、国に対して抵抗権を有することとなる。その最低限をなすものとして、奴隷的拘束、苦役からの自由には意味があるし、現行憲法一八条が、徴兵制への防壁になり得ると言われてきたことを看過すべきではない。読売改正試案一一条三項は徴兵制を禁じているものの、国際協力の章の一三条中に「公務員の派遣」

「自衛組織の一部提供」を規定しており、これらに基いて「意に反した苦役」に販せしめられる危険が生ずることに注意を促そう。

現「憲法」の根本 実には、「人権」保障こそ、憲法の根本部分であり、その本来的目的部分なのである。その人権について、国民が健康で自由で、みずみずしく生活し、共存していける展望、構想を示し得なくて、「来世紀を臨む」画期的憲法改正案などと言える資格はない。読売改正試案はこの意味においても、しよせん小手先の「権力いじり」であることは明らかである。

6、国会―地位の低下と民意の遮断

続いて、改正試案第六章「国会」の章について見てみよう。読売新聞社いわく、「国民のための国会になれないか」「二院制の味生かす」がこの章のスローガンだそうである。

国会とは そこで、国会の章の冒頭をみると「立法権は国会に属する」だそうである。現行憲法四一条の「国会は、国権の最高機関であつて国の唯一の立法機関である。」との文言は無残にも切りぎざまれている。ここに、読売新聞社の歴史認識の浅さ、中学生並みの憲法理解が表われている。

読売新聞社の理解では、国会は「法律を作るところ」で十分なようである。しかし、現行憲法四一条のいう「最高機関」や「唯一の立法機関」であるというのは伊達や酔狂ではない。近代市民革命は絶対王制を打ち倒していく中で、国民の権利・義務のあり方や、国のあり方を決める一般的なルール作り（これを本質的意味の「法律」という）は、国民代表からなる「議会」（国会）以外では絶対に対決させないこととした。要は、俺たちの国の方針、権利、義務のあり方は俺たちの代表者のいる議会以外では決めさせないし、その決定の過程に手も出させないと言うわけである。「唯一の立法機関」であるということにはその様な「議会中心主義」の高らかな宣言の意味があり、ここから法律の内容決定を他に白紙で委ねてはならないという「白紙委任の禁止」の原則や、租税「法律」主義、罪刑「法定主義」が派生する。そして、この様に主権者たる国民に最も近く、国の方針作りをする中心に坐するからこそ「最高機関」とされたのである。読売改正試案は、国民の意思を反映させ、「議会中心主義」を宣した近代市民の歴史、精神を没却し、国会を「法律製造工場」に陥めた。「国民のための国会になれないか」などとお為ごかしをぬかしている暇があるなら、議員の免責特権に替えて議員を統制出来るリコール制度の検討や、国民投票制や国民発案の制度を検討をするなり、国会の国政調査権をより活性化して行政オンブスマン制度を設けてみるなど、もっともな提案を一つでもしてみたら如何なものであろうか。中学生以下の下須な「知識」のみで、近代の市民革命の宣した議会中心主義の哲学を汚しておきながら、改正試案第一章で国民主権と議会制民主主義を承認しましたなどと臆面もなく言える読売新聞社の厚顔無恥にただただ驚くばかりである。

そして、ここでも読売新聞社お得意の権力いじりが始まる。曰く、「二院制の味生かす」ため、条約や人事案件についての先議権、議決権の優越を「参議院」に与えて、参議院の意置付をし、二院制に意味をもたせるのだそうである。

こういう、寝起き間際の「思いつき」の様な提案はおやめ頂きたいものである。参議院議員は「六年」と任期が長く、また解散もないため、民意の反映が難しい。国の国際社会

の中でのあり方に係わる条約や、重要な人事案件について「民意遮断」の中で進める方が好ましいというのが読売新聞社の主張を突きつめたところに出てくる考え方に他ならないのである。二院制の味はその様な形で生かされるべきではない。

安全弁としての二院制度 読売新聞社は、「参院無用論が有識者の間に根強い」との認識に立っているが、もともと二院制度についてはその成立当時から「二院制度が一体何の役に立とうか。第一院（上院）が第二院（下院）と一致するならば第一院は不要であり、第一院（上院）が第二院（下院）と対立するならば、それは有害である。」（シュイェス）という強い批判があった。それにも拘らず、近代議会の中で二院制度が命脈を保ってきたのは、一時期の民意の暴走で国の方向性を誤らせないための安全弁としてである。前述の様に、近代市民革命は議会が国の方向性、国民の権利、義務のあり方を決めていくという議会中心主義をとった。その議会が、一時期の国民の激情とでもいう民意の暴走を反映して、国の方向性を誤っては困るからこそ、別の原理から構成されたり、異なった任期と選挙時期、あるいは異なった選挙区、選挙制度によって時間的、空間的、職業的にも異なった「民意」を反映する「第二院」を設けて安全弁としたのである。「第二院」の妙味を生かすというなら、一時期の民意による暴走を許さないよう多元的な「民意」を第二院にどの様に反映させるかであって、読売新聞社の提案の如きは、まさに寝起き間際の「思いつき」以外の何ものでもない。「参院無用論」など唱えるのは、効率、能率のみを至上価値とし、軋轢と摩擦、非効率・非能率を国家に課することで国家の暴走を防ごうとする憲法の精神を理解しない、読売新聞社を始めとする右翼的、権力迎合的「有識者」の言うことであって、検討に値しない。

民主の糸なき憲法裁判所 しかも、読売改正試案では、人事案件を参議院の先議、優先権をもたせることと併行して、現行憲法で設けられていた最高裁判所判事の国民審査（現憲法七九条二項）を一切廃止し、新たに設けられた憲法問題を専門的に扱う憲法裁判所の裁判官の指名権を参議院に専属させ、国民審査の糸を一切断ち切っており、これは裁判所独裁、憲法裁判所による「秩序国家」作りを許す危険がある。

この「憲法裁判所」の設置自体、読売改正試案の売り物の一つなのだが、この憲法裁判所には何一つ「民主の糸」が掛いていない。確かに、「司法権の独立」は認められる。しかし、それは国家機関の全てが多数決によって決められてしまつては少数者は居場所がなくなってしまうことから、せめてその国家機関の一つは政治的多数者の意見からも独立させ、中立な立場から少数者の言い分も聞き、その理が通っているならばその人権を多数者から守ってやろうという配慮に他ならない。要は「少数者擁護のための独立」の容認なのである。ところが、その様な「司法権の独立」が、「司法権の独善」と化してしまつたとなつては困る。だから現行憲法は、「司法の独立」が、「司法の独善」と化してしまつたときに国民がこれに抵抗して抜き放てる「伝家の宝刀」として最高裁判事の国民審査を用意し、最後の民主の糸をつけていた。読売改正試案は、この民主の糸を易々と切り、民意反映の困難な参議院にその人事権を委ねた。要は、憲法裁判所の「独善化」の危険など何ら意に介していないのである。

かつて、一九七〇年代初頭、日経連は「職場と司法は日本資本主義の安定帯」とのスローガンの下、御用組合を育成し、また「青法協」攻撃で裁判所内の民主的勢力の力をそぎ、

官僚的統制を強めた。その結果が現在の出向、配転も過労死も当り前という職場の無権利を是認する労働組合と裁判所の姿勢の定着である。民主の糸さえつかぬ憲法裁判所は、決して憲法問題について「人権救済方向」で働きはすまい。迅速に人権を切り捨て、国家秩序維持の強力な一翼を担い、民意を一顧だにしない巨大な裁判所権力の登場の危険は、いくら強調しても強調しすぎることはあるまい。

(加藤晋介・つづく)

民主主義の破壊、選挙運動が変わる

——「改正」公選法と今後の選挙運動(一)——

公職選挙法(以下公選法と略す)「改正」等政治改革関連四法案は周知のように「密室の総総会談」による決着で九四年二月四日に国会で通った。この「改正」公選法は「区割り法」の施行と同時に施行されるので、九四年十二月二十五日の「区割り法」の施行と同時に施行された。したがって、今後の選挙はこの「改正」公選法の下で行われるので、選挙闘争を闘う者はこの「改正」公選法を理解しておく必要がある。選挙制度等に関する理念的、政治的な問題は別に譲って、以下「改正」公選法の要点について見ておきたい。

一、小選挙区比例代表並立制の導入

今回施行されることとなった「改正」公選法の最大のポイントは、小選挙区比例代表並立制といわれるように、衆院選に小選挙区と比例代表の選挙を組み合わせて導入し、「政党」本位の選挙運動にしていくことを骨子とするものである。

総定数は従来の五一一から五〇〇に減り、そのうち三〇〇を小選挙区で、二〇〇を比例代表で選出することになった。選挙は①定数一人の三〇〇の小選挙区、②全国を十一のブロックに分けた比例代表の選挙の二つとなる。この定数は別表の通りである。

選挙運動期間はこの間一貫して短縮されてきたが、今までの十四日が十二日に短縮された。国民が選挙にかかわることを遠ざけることにつながり、また事実上の「事前運動」を奨励するようなものである。投票方式は、記号式二票制(候補者、政党の欄に○印をつける)となる。供託金は立候補者一人につき、小選挙区三〇〇万円、比例代表六〇〇万円となり、従来の中選挙区の二〇〇万円から引き上げられた。後でふれる重複立候補者の場合は、小選挙区三〇〇万円に加えて比例区三〇〇万円を供託しなければならない。小選挙区の候補者は有効投票総数の一割未満は供託金が没収される。比例代表の場合は、比例代表の当選人の二倍×六〇〇万円と小選挙区との重複立候補の当選人×三〇〇万円を加えた分までは没収されない。

戸別訪問は「解禁」の議論があったが、今まで通り禁止とされた。その他、親族、秘書が執行猶予刑や禁固刑の場合は当選無効になるなど一定の罰則強化などもあるが略する。

二、「政党」要件と選挙運動

今回の「改正」の第二の特徴は、厳しい政党要件であり、政党本位の選挙運動となり、政党所属の立候補が無所属の立候補かによって大きく条件が異なり、無所属の立候補者は

極めて不利になるといふことである。

1、「政党」要件 小選挙区の場合は、政党の候補者のほか個人でも立候補ができる。比例代表の場合は、政党提出の名簿搭載者が立候補者となる。注意すべきは政党の要件が非常に厳しいことである。

「改正」公選法でいう政党とは、①「小選挙区の候補者届出政党」、②「比例代表の名簿届出政党」の二種類がある。そして、「小選挙区の候補者届出政党」としての要件は、①「国会議員五名以上」か、②「(直近の)国政選挙での全国得票率二%以上」のいずれかとされた。国会議員四名以下、得票率二%未滿か前回の国政選挙を行っていない政党の候補者は、小選挙区では無所属で立候補するしかない。新党をつくった場合、今までの国政選挙の実績がないので「国会議員五名以上」の要件しかないことになる。

「比例代表の名簿届出政党」としての要件は先の二つの要件および③「比例代表選挙区各ブロック定数の二割以上の立候補者の擁立」のいずれかとされた。つまり、先の二つの要件を満たさない新党は各ブロック選挙区の定数の二割以上の候補者を立てなければならなくなり(北海道なら二名、東京なら四名)、この条件を満たさないと「比例代表の名簿届出政党」として認められないことになった。

以上のように、これらの政党要件を満たさないと立候補できない(比例代表)か無所属扱いになる(小選挙区)が、無所属で立候補した場合は「小選挙区の候補者届出政党」として認められる選挙運動ができないし、重複立候補ができないので、後で見ると極めて不利になる。このような政党本位の選挙制度は国民の選挙への参加を狭めるものとなり、いわゆる「政党淘汰」を促進していくであろう。

2、当選者・重複立候補 当選者は、小選挙区の場合は有効投票の最多数を得た者であるが、有効投票総数の六分の一以上の得票がなければならない比例代表の場合は政党の得票数に基づいてドント式で数を決めることになり、小選挙区との重複立候補の当選者を除き名簿の順位によって決められる。

「小選挙区の候補者届出政党」の立候補者に限り、小選挙区と比例代表選挙区(その小選挙区を含むブロックに限る)両方に立候補できる。そして、その場合、比例代表搭載名簿の同一順位に複数の候補者を並べることができ、惜敗率(小選挙区当選者の得票数に対する割合)によって当選者が決められることになる。

3、選挙運動 選挙運動ができるのは、小選挙区の候補者、「小選挙区の候補者届出政党」、「比例代表の名簿届出政党」の三者である。小選挙区選挙、比例代表選挙でそれぞれできることは次のようなことである。

①小選挙区選挙 小選挙区の候補者のできることは、候補者一人について次のようなことである。

選挙事務所は一ヶ所。選挙運動用自動車等・拡声機は一台・一そろい。選挙運動用はがきは三五〇〇枚。選挙運動用ビラは二種類まで七万枚。選挙運動用ポスターは公営掲示板に限る。新聞広告は一定の寸法で五回まで。経歴放送はおおむねラジオ十回、テレビ一回。個人演説会は制限なしだが、同時開催は五ヶ所まで。街頭演説は標旗、選挙運動用自動車等により、運動員等十五人以内でしかできない。選挙公報は二〇〇〇字以内等々である。

「候補者届出政党」はこれらとは別に次のようなことができる。選挙事務所は一ヶ所。選挙運動用自動車等・拡声機は、各都道府県で候補者が二人以下なら一台・一そろい。三人以上で五人増えるごとにそれぞれ一台・一そろいずつ増えていく。選挙運動用はがきは都道府県ごとに三五〇〇枚×候補者数。選挙運動用ビラは都道府県ごとに七万枚×候補者数。選挙運動用ポスターは都道府県ごとに一五〇〇枚×候補者数。新聞広告は都道府県ごとに候補者数に応じてできる。政見放送は都道府県の候補者数に依りて「政令」で定める時間数でできる。政党演説会は都道府県ごとにできる。街頭演説会は都道府県ごとにできる。街頭演説は選挙運動用自動車等でできる等々である。

以上のように無所属の候補者と「候補者届出政党」の候補者では大きな差がある。つまり、候補者としてできることは同じでも、「候補者届出政党」の候補者には「候補者届出政党」として加わること加わること、無所属候補者は半分以下の物量での闘いとなり明らかになりになる。そのみならず明らかな不公平もある。例えば「政見放送」は無所属の候補者にはできないが「候補者届出政党」はできる。選挙運動用ポスターは無所属の候補者は公営掲示板のみだが、「候補者届出政党」には各候補者数につき一五〇〇枚が認められる。街頭演説会では無所属の候補者は運動員等は十五人以上に制限されるが、「候補者届出政党」は制限されない等々である。

② 比例代表選挙 比例代表選挙は「比例代表の名簿届出政党」しかできない。

「比例代表の名簿届出政党」は次のようなことができる。選挙事務所は都道府県ごとに一ヶ所。自動車・拡声機は選挙区ごとに五人以下は一台・一そろい、五人以上の場合はその越える数が十人増すごとに一台・一そろいが追加される。選挙運動用ビラは選挙区ごとに三種類、枚数規格制限なし。選挙運動用ポスターは選挙区ごとに七五〇枚×名簿搭載者数。その他、新聞広告、政見放送、演説会、街頭演説、選挙公報等々ができるが数字等は略する。

4、確認団体制度の廃止と政党の「選挙運動」への一本化

従来は、二五人以上の候補者がある「確認団体」の政治活動は、政談演説会、法定ビラ、いわゆる政連ポスター等、候補者名を記載しなければ選挙期間中にも認められていたが、今回の「改正」では衆院選での確認団体制度が廃止され、法定ビラやいわゆる政連ポスター等が廃止された。つまり、従来確認団体が出していたものが廃止され、要件を満たした政党の「選挙運動」用宣伝物に一本化されたのである。従来確認団体が出す政治活動用宣伝物には候補者名を記載できなかったが、今回の「改正」によって政党が出す「選挙運動」用宣伝物つまり、はがき、ビラ、ポスター、新聞広告等に候補者の名前を入れることができることになった。

政党の「選挙運動ビラ」には従来の「個人ビラ」と同じように個人名が入られるので、「全戸配布」は禁止だが、証紙を貼れば、「事務所内」「個人演説会」「街頭演説会」での配布と「新聞折り込み」はできるだけでなく、「郵送」も可能になった。ところが、候補者の「選挙運動ビラ」は「郵送」ができない。

(つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

第三次広域から六年 こちらに来てから丸六年がとうとうとしています。長女も今春から中一に。大好きだったおばあちゃんを三年前の九月二日に亡くしました。この年のプレゼントに長女は「大好きだったおばあちゃんの人形」をサンタに頼みました。サンタは池袋まで行ってやっとその人形を見つけ、夜、枕元にソツとおきました。翌朝、長女の嬉しそうな顔がそこにありました。今も机の上に人形をおいています。
(神奈川・H)

編集部より 心暖まるおたより嬉しくなります。がんばりましょうよ。
見本誌送って 拡大になるかどうかわかりませんが、一部見本を。
(東京・K)

編集部より お送りします。よろしく。

次回は河須崎前委員長長の尋問に 「四・二八取下無効」裁判は一月一四日にやって井担前東京西北地区委員長長の証言も終り、今度は九五年五月九日に河須崎前全通中央本部委員長長の尋問となりました。まずは報告まで。
(全通・G)

名字の字違うよ 私の名前は○元です。○本ではありません。即、名前を変更してください。向坂先生の「日本革命と社会党」一〇二ページ、十一行目を見よ。
(宮崎・I)

編集部より ごめんなさい。目下パソコン管理に切り替え中。向坂先生の本、見ました。事務に心しなくては。今後ともアドバイスよろしく。

まずは学習・交流から 情勢に流されないためには小さな話し合いの場をつくらうと。去年から二ヶ月一回の支部教宣部研修会と学習部学习交流会をはじめました。まず続けることを肝に銘じこつこつやりたいと思います。
(鹿児島・N)

編集部より 労組への参加をかちとることが重要。「小さな学習・交流」つづけて下さい。
「ご自愛を 激変の時、超ハードな毎日とあります。お身体ご自愛を。
(北海道・S)

編集部より 当方ノンビリやっています。あなたの方こそご自愛を。
新しい社会党のイメージ 新党ばかりでうんざりしています。社会党は日本の政党としてはシニセです。基本政策を捨ててシニセの良き伝統を失うことは、よほどの展望がないかぎり自殺行為に等しい。平和と民主主義の伝統を守って、国民や勤労大衆のニーズを適確に把握し、資本からの攻撃を守る砦となる政策（消費税率アップはもつてのほか）を新しい社会党のイメージにすればよい。「人権問題」をもつともっと重視すべきで、国労の不当差別問題を放置していることは誠に情けない。
(名寄・S)

「護憲ネット」の連絡先教えて この冬一番の冷込みで今朝は田畑山林は霜で真っ白です。やっそこちらも冬らしくなってきました。いつも最近の情報をありがとう。社会党中央（県本部も）の動きに憤りを感じる毎日です。「中央（県）がどうなろうと自分達は変質前の社会黨員、中央（県）で新党がつくられても、オレ達は社会党〇〇総支部でいこう」などと他単産役員と話しています。「護憲ネット」の情報をもっと知りたいし、加盟もしたいと考えています。連絡先等を「通信」誌上で紹介して下さい。
(大分・日教組S)

編集部より 「護憲ネット」の住所は東京都中央区八丁堀四一三十七 三建ビル6F。
電話〇三―三五五―一三九八〇。FAX〇三―三五五―一六四〇六です。「ネット」事務局にはSさんに諸資料送ってくださいるよう連絡しました。